

インドに対する保障措置の態様について

平成18年4月28日
(財)核物質管理センター
専務理事 内藤 香

1. シン・インド首相が2006年3月7日に米印原子力協力合意に関して行った議会演説 (<http://pmindia.nic.in/speech.asp?id=291>) における、保障措置関係の言及内容は、以下の通り。

- 1) 現在、運転又は建設中の熱中性子発電炉22基のうち14基を特定 (identify) し、2014年までに段階的にIAEA保障措置下に置く (placed under safeguards) よう、IAEAに提示する (offer)。これにより保障措置下に置かれる熱中性子発電炉の全設備容量 (熱出力) は、現在の19%から2014年には65%に増加する。
- 2) Kalpakkamにある高速原型炉 (PFBR) 及び高速実験炉 (PFTR) には保障措置を適用しない。これにより、円滑な技術開発が可能。
- 3) 将来、民生用の熱中性子発電炉及び増殖炉は全て保障措置下に置くこととするが、どれが民生用かを定める権限はインド政府のみにある。
- 4) 2010年にCIRUS炉を恒久的に閉鎖 (shut down) する。またフランスから購入したApsara炉の炉心燃料を他の場所に移転し、2010年に保障措置下に置く。現在、両炉ともBhabha原子力研究所にあるが、これらの措置によって、国家安全保障上重要性の高い原子力施設への査察が避けられる。
- 5) 再処理、濃縮、その他、戦略計画のための燃料サイクル関連施設は保障措置の適用対象としない。
- 6) 米国との以上の合意に基づき、IAEAとの間で“India-specific” (インドに特化した) 保障措置協定の交渉を行う。
- 7) “India-specific” 保障措置協定の要点は、①一方で、いかなる時点においても、保障措置下にある民生用核燃料の転用を防止することであり、②他方、外国の燃料供給が途絶した際には、民生用原子炉の運転継続を確保するために、インドが是正措置を講ずることを可能にすることである (下線部の趣旨は不明)。

ただし、上記の措置は、インドと最大限の民間原子力協力を行うのを可能とするために、米国側が①関連国内法の改正を行い、②NSG (原子力供給国グループ) の同意を求めることを条件としている。

2. なお、米側発表 (<http://www.state.gov/documents/organization/63007.pdf>) では、インドのその他の不拡散努力に関して、主として以下の事項が追記されている。

- 1) Bhabha原子力研究所以外の9研究施設を民生用と指定し申告する。

- 2) 全民生用原子力施設を恒久的に保障措置下に置く (place all Indian civilian nuclear facilities under safeguards in perpetuity) よう保障措置協定の交渉を行う。
 - 3) IAEA と追加議定書 (AP : additional Protocol) の交渉を行い署名する。
 - 4) 濃縮及び再処理技術の拡散防止努力を支援する。
 - 5) FMCT の締結に米国と協働する。
 - 6) 核実験の自発的停止を維持する。
 - 7) ミサイル技術管理レジーム (MTCR) 及び NSG 指針を遵守する。
3. 現在、インドは NPT に加盟しておらず、他国から供給された原子力資材に対してのみ保障措置が適用されている (いわゆる、INFCIRC/66 タイプ)。今後、IAEA との間で交渉し、締結される “India-specific” 保障措置協定の形態は、以下のようになると思われる。
- 1) 保障措置の対象は、インド国内の全核物質ではなく、「民生用」施設のみであるので、NPT 加盟非核兵器国が義務づけられている包括的保障措置協定 (INFCIRC/153 タイプ) ではない。
 - 2) NPT 上の「核兵器国」(米、英、仏、露、中) は、「NPT 保障措置を受ける非核兵器国が商業的に不利にならぬよう、核兵器国もその民生用原子力施設に自発的に保障措置を適用すべきである」との我が国を初めとする NPT 加盟非核兵器国からの強い要望に配慮して、IAEA との間に自発的な保障措置協定 (自発的提供協定、VOA : Voluntary Offer Agreement) を結んでいる。(なお、保障措置の対象施設は限定されてはいるものの、協定の個々の規定ぶりは、モデル NPT 保障措置協定 (INFCIRC/153) に準じている。)
 - 3) 自発的提供協定では、各国が指定する選択対象施設のリスト (eligible list) から、IAEA が実際に保障措置を適用する施設を選択、指定 (designate) している。これは、IAEA の保障措置実施上の予算的制約に配慮したものである。この選択対象施設のリストとしては、①基本的に全ての民生施設を挙げている米、英の場合と②一部の民生施設のみを挙げている仏、露、中の場合がある。
 - 4) 米側プレス発表では、「恒久的に、インドの全民生用原子力施設を保障措置下に置く (place all Indian civilian nuclear facilities under safeguards in perpetuity) よう保障措置協定の交渉を行う」としていることから、米国方式の自発的提供協定 (選択対象施設のリストとして、全ての民生施設を挙げ、このうちから IAEA が保障措置適用施設を選択する方式) では、不十分であると思われる。
 - 5) 従って、“India-specific” 保障措置協定は、これまで他に例が無い INFCIRC/66 タイプの変則版 (INFCIRC/153 タイプとの折衷版¹)。いわば、民生用包括的保障措置協

¹ 保障措置のあり方(記録、報告、査察の態様)としては、計量管理を主体とする INFCIRC/153 タイプとせざるを得ないと思われる。

定)になるのではないか。ちなみに、INFCIRC/66タイプの保障措置協定としては、「IAEAとある国との間で結ばれる保障措置協定であって、その国の要請に基づき、その原子力活動の一部に対して保障措置を適用するためのもの」が含まれる。

- 6) なお、仄聞するところでは、インドに対するウラン供給を検討中の豪州は、インドをNPT上の「核兵器国」として例外的に扱うことになることを避けるため、「India-specific」保障措置協定は、モデルNPT保障措置協定(INFCIRC/153)に準じた自発的提供協定ではなく、INFCIRC/66タイプの保障措置協定(豪州産ウラン燃料が存在する全施設等が対象)とすることを志向しているようである。

4. 追加議定書に関しては、NPT核兵器国、5ヶ国の場合、以下の3通りがある。

- 1) 米国タイプ:安全保障関係以外の施設に関して、モデル追加議定書(INFCIRC/540)の全ての義務を受け入れているもの。
- 2) 英、仏タイプ:基本的に非核兵器国と関連のある部分に関して情報提供と補完的アクセスを受け入れているもの。
- 3) 露、中タイプ:基本的に非核兵器国と関連のある部分に関して情報提供を行うが自国への補完的アクセスを受け入れないもの。

米印協力の観点からは、米国タイプ以外は、受け入れられないのではないかと思われる。

(参考1) インドとの協力関係に関連すると思われる「原子力政策大綱」の記述

(注：下線は、内藤が加筆)

5-2. 国際協力

我が国が、国民の生活水準の向上や地球温暖化対策への取組等において原子力科学技術の知見や成果を効果的に利用するに当たっては、平和利用、核不拡散の担保、安全の確保、核セキュリティの担保を求めることを大前提としつつ、二国間や多国間、国際機関を通じての情報や経験の交換等の国際協力を推進するべきである。

5-2-1. 開発途上国との協力

開発途上国協力に関しては、相手国の原子力に関する知的基盤の形成、経済社会基盤の向上、核不拡散体制の確立・強化、安全基盤の形成等に寄与することを目的とし、農業、工業、医療等における放射線利用や関連する人材育成、また原子力発電導入のための準備活動等に関する協力を引き続き進めるべきである。

我が国が主体的・能動的に協力を行う国・地域は、地政学的にも経済的にも緊密な関係を有するアジアを中心とする。協力を実施するに際しては、相手国の原子力の平和利用と核不拡散を確保するため、相手国の政治的安定性、原子力利用の状況、関連条約・枠組みへの加入・遵守状況等に留意する必要がある。しかし、相手国にこれらに欠けるところがある場合は、例えば国際機関における活動や安全の確保といった普遍性の高い分野において限定的に交流を行うなど、国際平和と互惠を目指す未来志向の考え方に立った交流のあり方を検討するべきである。

また、これらの協力を当たっては、相手国の自主性を重んじ、パートナーシップに基づくことを基本として、例えばアジア原子力協力フォーラム（FNCA）、IAEAのアジア原子力地域協力協定（RCA）といった多国間の枠組みや、二国間及び国際機関を通じた枠組みを目的に応じて効果的に利用することが適切である。

さらに、協力が効果を上げるには、相手国に、原子力分野における協力を活用して科学技術の進歩を図ることや、この進歩をその国の社会発展あるいは経済発展に有効活用する政治的意志の存在が不可欠である。そこで、二国間、多国間における高いレベルでの、例えばエネルギー問題等の政策対話に原子力に関する話題を含めることも重要である。

5-2-2. 先進国との協力（略）

5-2-3. 国際機関への参加・協力（略）

5-3. 原子力産業の国際展開

各国が原子力発電を導入・拡大することは、化石燃料資源を巡る国際競争の緩和や地球温暖化対策につながるため、我が国の原子力産業において培われた原子力発電技術を国際的に展開することは意義を有するものである。

我が国が原子力資機材・技術の移転を行うに当たっては、国際的な核不拡散体制の枠組みに沿って、各種手続や輸出管理を引き続き厳格かつ適切に講じるべきであり、かつ、迂回輸出防止のために諸外国・地域との協力を一層強化していく必要がある。加えて、相手国における安全の確保並びに核拡散防止及び核セキュリティ確保のための体制の整備状況、さらに相手国の政治的安定性等を確認するとともに、国内外の理解を得ることが前提となる。そのような前提に立ち、相手国における原子力発電利用の成熟度に応じて、以下に挙げるような取組を行っていくことが適切である。

米国や仏国等の原子力発電利用が成熟している国に対しては、産業界が主体となって商業ベースにより展開することを期待する。

原子力発電導入の拡大期にある国に対しては、我が国の製造事業者は、原子炉関連技術のライセンスや各種の国際約束等を考慮し、他国の製造事業者と協力しながら、国際展開を図っていくこととしており、今後ともこうした方針の下に国際展開を進めることを期待する。国は、上記の前提を踏まえ、安全面・人材面での協力や、我が国原子力産業を最大限支持する姿勢を政府が表明するといった取組について引き続き積極的に行っていくべきである。また、我が国の電気事業者が原子力発電所の建設・運転から得た知見を基に協力やコンサルテーション等を行うことを期待する。

今後原子力発電を導入しようとしている国に対しては、国は、相手国の体制整備状況に応じ、核不拡散体制、安全規制体系、原子力損害賠償制度等の整備といった点について有する知見・ノウハウ等を提供していくなどの側面支援を行うことは、地域発展を支援する観点から適切である。加えて、国は、上記の前提及び当該国の具体的ニーズを踏まえつつ、二国間協力協定等による資機材移転のための枠組み作り等を含め、その協力を適する方策を講ずるべきである。

(参考2) 「二重基準」との批判への米側反論

- ◆ 2006/3/16、在ウィーン米国代表部G.L.Schulte大使の見解（抜粋）

(http://vienna.usmission.gov/_index.php?cmd=cmdFrontendSpeechesAndRelatedDocumentsDetail&speechid=173)

- インドはイランと異なる。
- インドとの協力合意は、インドが特異（unique）であることから、特異なものである。インドは、透明性を有し、説明責任を果たしている民生政府による民主主義国である。インドは、平和と民主主義を推進する外交政策を有している。インドは、テロと戦っており、核不拡散に関して責任ある行動を取ってきた30年の歴史がある。
- イランは、これと全く対照的である。国がテロを支援し、核不拡散上の義務の重大な違反を行い、中東和平に対し活発に反対し、この地域における不安定の原因となっている。インドとは、全く比較にならない。
- 二重基準など存在しない。基準は一つである。国際的な約束の遵守である。インドはその約束を遵守してきており、さらなる約束を行おうとしている。イランは由々しき違反者であり、不拡散体制に対する脅威である。
- インドとの合意は不拡散体制にとって純利益となる。これは、IAEA事務局長の言葉によると、「インド及び国際社会の利益にかなう」のである。

(参考3) 対印協力のNPT上の位置づけ（米国見解）

- ◆ 2006/04/24、在ニューデリー米国大使館発表（抜粋）

(<http://newdelhi.usembassy.gov/utills/eprintpage.html>)

- NSG指針の包括的保障措置要件をインドに対して免除することを求め、また、米国国内法を改正しようとする米国の努力が実れば、インドが民生原子力分野における国際協力の便益を享受できるようになる。インドの原子力計画を分離し、その民生施設を申告し、これらをIAEA保障措置下に置くことにより、NSG加盟国から供給された原子力資機材、機器、技術が民生分野に限定されて用いられることを担保するのに資する。
- この保障は、NPT締約国が負う義務に合致するものである。全NSG加盟国は、NPT締約国である。
- 我々は、インドを核兵器国とは認識（recognize）しておらず、NPTの改訂や再交渉を求めてもいない。しかしながら、インドが非核兵器国としてNPTに加盟することはないと理解する。